

■住戸の再生

住戸の再生は、各区分所有者の責任で行うこととなりますが、相続などで転売する場合、自己居住せずに賃貸とする場合が今後増えることが考えられます。団地全体で個性を持ち「ブランディング」できるような仕組みができれば、団地全体の価値向上につながると同時に、団地の若返りも期待できます。

実現のためには、管理組合が法人化し、空住戸の改修・マスターリースを引き受ける方法、ブランド化を念頭に置いた「改修モデル」と実施するための事業モデルを各区分所有者に提案していく等の方法等が考えられますが、改修（費用）に係るリスクを避けるために、No.9のパネルでご紹介するような外部の事業者と提携する方法もあります。



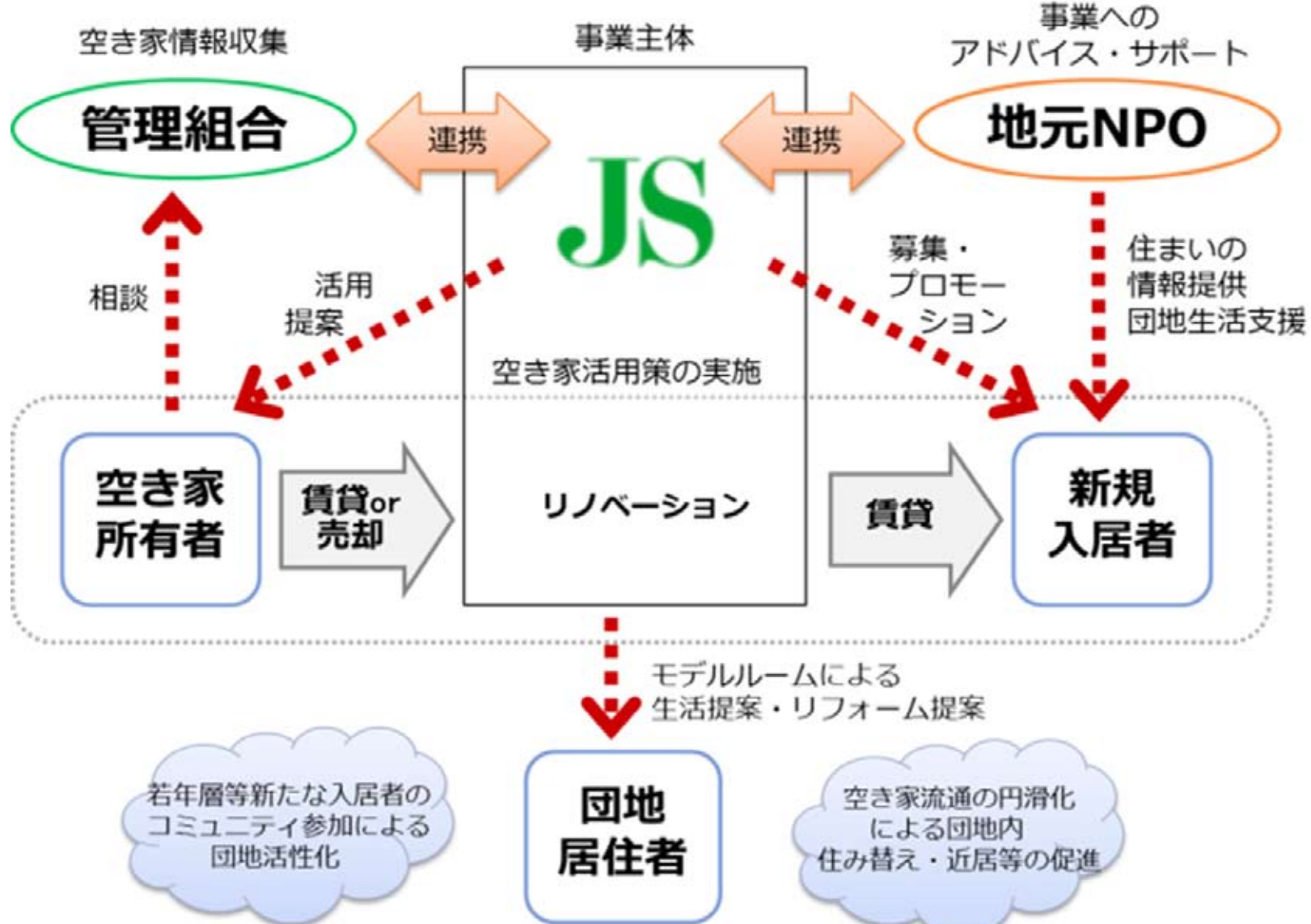
Before



After

JS× 稲毛海岸三丁目団地
リノベーションプロジェクト

稲毛海岸三丁目団地管理組合・NPO法人ちば地域リサーチ・JSの三者連携により実施中。JSが空き家を購入し、様々なリノベーションを施す。賃貸物件とする他、将来的にはサブリース方式なども検討。



+DIY

by 日本総合住生活株式会社



若手建築家による
リノベーションプロジェクト



by 団地再生事業協同組合